## すごろくトーク ~世界人権宣言~

## (学習のねらい)

- : 日常の安心・自信・自由のある生活や言動を守っているものが人権であるということを知る。
- :人権問題や人権侵害は誰もが願う幸せになるための人権が、社会の仕組みや 個人の価値観で保障されていない状態であることから起きていることを知る。

## (進行表 60~80分)

時間	活動内容	準備物
導入	① 5人から6人程度のグループを編成する。	世界人権宣言す
5分	② 話し合いのルール(参加・尊重・守秘)を示し、積極的	ごろくサイコロ
	な意見交換をお願いする。*パスをしてもよいこと、発	とコマ (1個) を
	表は無いことを伝える。	配る。
展開1	① 今日の学習のテーマとねらいを説明する。	
25~	(テーマ) すごろくトーク~世界人権宣言~	資料1の配布
35分	(ねらい) 資料1一1参照	
	② 参加者に役を割り当て、参加者に朗読劇をしてもらう。	朗読劇台本
	*地域懇談会の設定が短い場合(90分)は、なくても	
	構わない。	
	③ 話し合いカードを使って作業の進め方について説明。	(話し合いカー
	・グループ全員で順番にサイコロを振って進めていく。	ド1で説明)
	・"ねぎぽ"のマスに止まったら、サイコロを振った人がマ	
	スの中に書いてあることを読む。読み終わったら、次の	
	方がサイコロを振る。	
	・"柏木さん"のマスに止まったら、サイコロを振った人と	
	右側の方2名、計3名が質問に答える。話し終わったら、	
	3人目の方がサイコロを振って、すごろくを進めていく。	
	・設定時間内に"あがり"になったグループは、止まらな	
	かったマスの内容を話し合っていくか、そのままサイコ	
	口を振って話し合いを続ける。	
	・話が出ないときは、資料1-2の世界人権宣言カードを	
	読んでみる。飛ばして次に行ってもよい。	
	・止まったマスに付箋を貼っておく。	
	① すごろくをふりかえってみよう	(話し合いカー
展開2	・条文に書かれている権利が守られなければ、生活はどう	ド2で説明)
10~	変わると思うか話し合う。	
15分	・条文に書かれている権利が守られていない人たちのこと	
	を話し合う。	
L		l

① 人権問題や人権侵害はなぜ起きるのか。 (話し合いカー ここまでの話し合いを振り返りながら、人権問題や人権 展開3 ド3で説明) 侵害を無くしていくためにできることを話し合う。 1 0 ~ 15分 (例) まとめ ・日本国憲法に記されている基本的人権と、世界人権宣言 資料2の配布 と共通するものが多くあります。世界人権宣言や基本的 10分 (日本国憲法の 人権に記されていることは、人が人として大切にされる 中の人権) ために、またすべての人の日常の言動や生活を保障する ために大切なものです。そして様々な人権問題は、同和 問題の結婚問題、児童虐待や高齢者虐待、DVなど心身へ の暴力の問題、障がい者や外国人の労働や居住に関わる 問題など、誰もが守られるべき基本的人権が守られてい ないことで起こる人権問題です。また、近年問題になっ ている、過重労働や過労死、ワーキングプアや教育の格 差、環境問題なども、人権が守られていないことで起こ る人権問題でもあります。 また、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの 権利条約、国内では、障がい者差別解消法、ヘイトスピ ーチ規制法、部落差別解消法など、人権に関わる条約や 法律、条令は、世界人権宣言や日本国憲法の基本的人権 を守るためのものです。人権は、日常の生活では無意識 に守られ、意識することはほとんどありませんが、私た ちが安心して自信を持って、自由に生活していくために、 なくてはならないものです。 人権は私たち一人ひとりが、自分自身の「安心・自信・ 自由」のある幸せな暮らしをしていくために必要不可欠 なものであるということを知り、すべての人々が互いの 人権を大切にするという気持ちを持つことが大切です。 また、現在も残っている同和問題をはじめとする様々な 人権問題を解決し、新たな人権問題を生み出さないため にも、"人権"を正しく知り、自分自身の考え方や価値観 に向き合い、間違った価値観や社会の在り方を変えてい くために、私たち一人ひとりが様々な問題を解決しよう とする姿勢を持っていただいて、人が人として大切にさ れる地域づくりに役立てていただければと思います。

まとめに関しては、各担当推進員にお任せします。小地域懇談会でのWSも数年目に入りました。グループ討議での住民同士での話し合いから見つかる"気づき"を受けて、今の社会の現状や人権尊重の意識づくりに向けて、私たちがどのように考え向き合っていくのかを、各担当推進員がまとめて下さい。